

# 独立行政法人日本学術振興会における事業データの取扱いに関する基本方針

令和7年9月18日  
理事長 裁定  
改正 令和8年6月12日

## 1 趣旨

この基本方針は、「独立行政法人日本学術振興会業務方法書」第4条から第12条で規定する業務を遂行する上で得られた独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）のデータの取扱いに関して、基本的な方針を定めるものである。

## 2 用語の定義

### (1) 事業データ

本方針における「事業データ」とは、振興会が上記業務を遂行する過程で取得または作成・加工したデータを指す。ただし、振興会から資金配分を受けた研究活動により生成された研究データや学术论文等は含まない。

### (2) オープンデータ

本方針における「オープンデータ」とは、振興会が保有する事業データのうち、誰でもインターネット等を通じて容易に活用できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータを指す。

- ・ 営利・非営利の目的を問わず二次利用可能なもの
- ・ 機械判読<sup>1</sup>に適したもの
- ・ 無償で利用できるもの

### (3) メタデータ

本方針における「メタデータ」とは、オープンデータの内容を示す情報を指す。

### (4) 非公開データ

本方針における「非公開データ」とは、振興会が保有する事業データのうち、非公開とするデータを指す。

## 3 事業データの公開・管理・運用

### (1) データの公開

事業データは、公的資金による助成の状況を広く開示することで社会への情報還元を図るため、また、多様な研究主体により多角的・重層的な研究・分析が行われるよう促すため、原則としてオープンデータ化する。オープンデータ化にあたっては、品質確保、個人情報、情報公開、振興会その他関係団体の権利利益の保全、国や公共の安全確保等、情報セキュリティ等に係る法令や振興会内の規程に十分留意する。

オープンデータの作成は当該データを所管する振興会内の部署が行い、公開は学術情報企画室がリポジトリを活用し行う。

---

<sup>1</sup> コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等すること。

## (2) オープンデータの形式

オープンデータは、FAIR 原則<sup>2</sup>に則り、相互運用性・機械可読性を確保し、機械処理及び再利用が可能な形式とする。

## (3) メタデータの項目

オープンデータにはメタデータを付与するものとし、その項目は、振興会が活用するリポジトリが定める規格に準拠する。

## (4) データ公開における準備・猶予期間及び公開期間

振興会が事業データをオープンデータ化する場合、利用ニーズを考慮し、可能な限り迅速に行うよう努めるが、必要に応じて準備・猶予期間を設定する場合がある。

オープンデータの公開期間は、可能な限り永続的なものとする。ただし、振興会がオープンデータの公開を中止せざるを得ないと判断した場合は、データの修正を行った上での再公開、または公開の打ち切り・廃棄とする可能性がある。

## (5) 事業データの非公開

事業データについて、オープン・アンド・クローズ戦略<sup>3</sup>に基づき、法令や国家安全保障等の観点から公開にあたり特別な配慮を要すると判断する場合には非公開とする等、適切な対応を行う。非公開とする場合の基準は次のとおりとする。

- ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わる場合
- ・個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律など法令の観点から公開不可な場合
- ・契約等により公開不可な場合
- ・法人運営に係るもので、公開に適さない場合
- ・その他、合理的な根拠により非公開が適切と判断される場合

## 4 データの帰属・知的財産の取扱い

振興会が単独で業務上作成・加工した事業データ、オープンデータ及びメタデータの知的財産権は、振興会に帰属する。振興会は、これらのデータを作成するにあたり、第三者の知的財産権を侵害しないよう留意する。公開データの利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0国際 (CC-BY) に準拠する。振興会は、事業データをオープンデータ化する際、第三者がデータを利用する場合の条件を示し、利用者に対してこれらを順守するよう求める。なお、振興会以外の組織あるいは個人が作成等に関わった事業データの取扱いは、関係者間の合意を尊重する。

## 5 無保証及び免責事項

振興会は、オープンデータ及びそれに付与するメタデータの作成にあたり正確を期すよう努めるが、利用者に対してその正確性を保証するものではない。また、振興会は事業データ、オープンデータ及びメタデータの作成にあたり、第三者の知的財産権を侵害しないよう最大限の注意を払うが、利用者に対してそのことを保証するものではない。

<sup>2</sup> データの公開・共有に関する原則で、Findable(見つけられる)・Accessible(アクセスできる)・Interoperable(相互運用できる)・Reusable(再利用できる)の各頭文字を取った略語で表す。

<sup>3</sup> データの特性に基づいて、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。

振興会は、オープンデータの利用や公開の打ち切り、廃棄、オープンデータを第三者が二次利用し、当該データを更に利用した者に関して生じた一切の損害についての責任を負わない。また、二次利用したことにより第三者や振興会が損害を被った場合、二次利用した者がその責を負う。

附 則（令和7年9月18日）

本方針は、令和7年9月18日から実施する。

附 則（令和8年6月12日）

本方針は、令和8年6月12日から実施する。